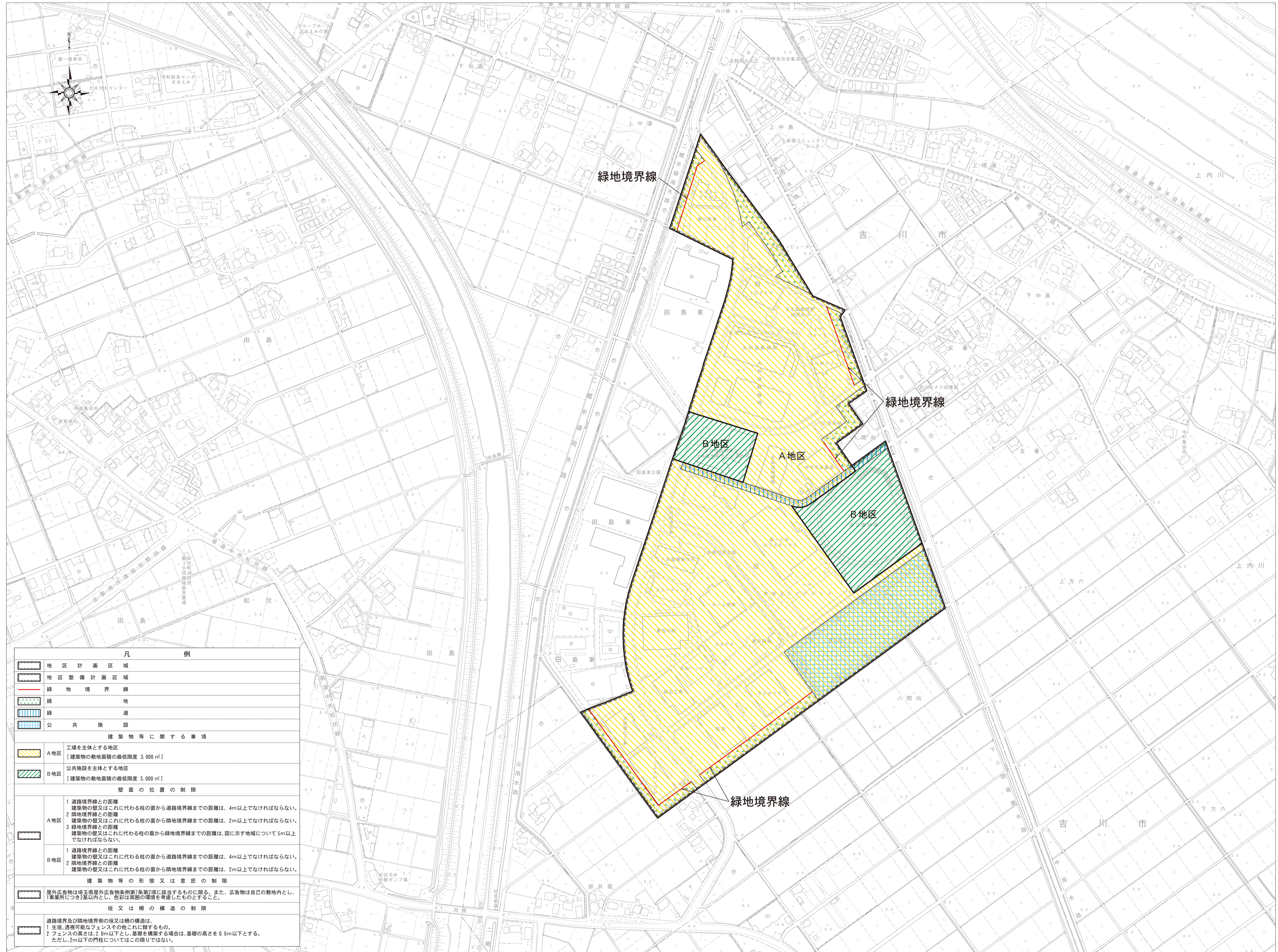


地区整備計画図



凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	緑地境界線
	緑地
	公共施設
建築物等に関する事項	
	A地区 工場を主体とする地区 〔建築物の敷地面積の最低限度 3,000㎡〕
	B地区 公共施設を主体とする地区 〔建築物の敷地面積の最低限度 3,000㎡〕
壁面の位置の制限	
	A地区 1 道路境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、4m以上でなければならない。 2 隣地境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、2m以上でなければならない。 3 緑地境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から緑地境界線までの距離は、図に示す地域について5m以上でなければならない。
	B地区 1 道路境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、4m以上でなければならない。 2 隣地境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、2m以上でなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	
	屋外広告物は埼玉県屋外広告物条例第7条第2項に該当するものに限る。また、広告物は自己の敷地内とし、1事業所につき2基以内とし、色彩は周囲の環境を考慮したものとする。
塙又は柵の構造の制限	
	道路境界及び隣地境界の塙又は柵の構造は、 1 生垣、透視可能なフェンスその他これに類するもの。 2 フェンスの高さは、2.0m以下とし、基礎を埋設する場合は、基礎の高さを0.6m以下とする。 ただし、2m以下の門柱についてはこの限りではない。